

V 資 料

資料1 策定経過

年 月 日	内 容
平成21年度	
平成21年 6月1日 ～6月22日	市民まちづくり意識調査実施（18歳以上の市民3,000人を対象）
平成21年 9月 ～平成22年 2月	14地区自治振興会との懇談会実施
平成22年度	
平成22年 5月20日	第1回都市計画マスターplan策定委員会作業部会（課長級）
平成22年 5月21日	第1回都市計画マスターplan策定委員会（部長級）
平成22年 8月6日	第2回都市計画マスターplan策定委員会（部長級）
平成22年10月5日	第3回都市計画マスターplan策定委員会（部長級）
平成22年10月27日	第57回鳴門市都市計画審議会（都市計画マスターplan案を諮問）
平成22年11月11日	第58回鳴門市都市計画審議会
平成22年12月15日	第59回鳴門市都市計画審議会
平成22年12月28日 ～平成23年1月27日	パブリックコメント意見募集
平成23年 2月1日	パブリックコメント結果公表
平成23年 2月3日	第60回鳴門市都市計画審議会
平成23年 3月4日	第61回鳴門市都市計画審議会 (都市計画マスターplan案について答申の議決)
平成23年 3月10日	都市計画マスターplan案について鳴門市都市計画審議会から答申

資料2 質問・答申

天

鳴ま第303号
平成22年10月27日

鳴門市都市計画審議会
会長 勘川 一三 殿

鳴門市長

泉 理彦



鳴門市都市計画マスタープランについて（質問）

のことについて、鳴門市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により、
貴審議会に質問します。

V

資料

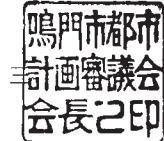
鳴都審第4号

平成23年3月10日

鳴門市長 泉 理彦 殿

鳴門市都市計画審議会

会長 勘川 一



鳴門市都市計画マスタープラン案について（答申）

平成22年10月27日付けで諮問のありました鳴門市都市計画マスタープラン案について、本審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認めます。

なお、具体的な都市計画の推進にあたっては、下記の事項に留意しつつ、都市計画マスタープランにおいて定めた都市づくりの基本目標を実現するため、全庁一丸となって取り組まれることを要望します。

記

- 1 人口減少・少子高齢化の進展や都市計画制度の変更等の社会経済情勢の変化に応じ、都市計画マスタープランを適時適切に見直されたい。また、区域区分のあり方など、現在の都市計画制度の枠組みにとらわれることなく、土地利用動向や社会資本整備の進捗状況に意を配し、市民の目線で今後の鳴門市のまちづくりの方向性について調査研究されたい。
- 2 人口減少・少子高齢化の進展に伴う厳しい地方財政の中にあって、道路をはじめとする社会資本整備については、その必要性や効率性といった観点から見直しが進められており、真に市民が便益を享受できる事業が行われるべきであると考える。しかし、四国有数の観光地「鳴門」のブランド力の向上や中心市街地の魅力向上といった観点からも、中心市街地整備拠点地区への人口の流入を誘導する幹線道路、特に国道11号鳴門インターチェンジ付近と中心市街地を直接結ぶ幹線道路について調査研究されたい。なお、事業実施には相当の財政負担が見込まれるため、鳴門市の厳しい財政状況を勘案し、常に事業の必要性や緊急性を検討しながら実行されたい。
- 3 具体の都市計画にあたっては、事業の必要性が十分市民に理解されるとともに、事業の計画から実施に至る各段階において、市民の参画と協働をさらに進めることによって、市民が真に望む事業が推進されること。
- 4 本審議会において各委員から述べられた意見・提言については、具体的な都市計画の立案段階において十分配慮された上でまちづくりを進められたい。

資料3 鳴門市都市計画審議会条例（昭和44年10月11日条例第49号）

（設置）

第一条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、鳴門市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 都市計画法第十九条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- 二 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- 三 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- 四 その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 五人以内
- 二 市議会の議員 六人以内
- 三 国又は県の職員 二人以内
- 四 本市の住民 二人以内

2 前項第一号につき任命される委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第四条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命し、又は委嘱する。
- 4 臨時委員はその特別の事項に関する調査審議が終了したときに、専門委員はその専門の事項に関する調査が終了したときに、解任又は解職されるものとする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第六条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（抄）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 鳴門市都市計画審議会委員名簿

(平成22年10月27日～平成23年3月4日)

区分	職名	氏名	備考
学識経験者 (一号委員)	鳴門商工会議所会頭	勘川一三	◎会長
	鳴門市農業委員会会长	石川 稔	
	鳴門市内農協運営協議会会长	篠原 増士	
	鳴門市水産振興協議会会长	杉山 知明	
	鳴門市退職者で都市計画事業経験者	長浜 宏	
市議会の議員 (二号委員)	鳴門市議会議員	東 正昇	
	鳴門市議会議員	潮崎 炎及	
	鳴門市議会議員	橋本 国勝	
	鳴門市議会議員	平塚 保二	
	鳴門市議会議員	藤田 茂男	
	鳴門市議会議員	横井 茂樹	
国又は県の職員 (三号委員)	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	森岡 泰裕	
	徳島県東部県土整備局副局長	大和 章人	
鳴門市の住民 (四号委員)	鳴門市婦人連合会会长	矢野 壽美子	
	鳴門市自治振興連合会会計	小川 清吉	

(敬称略)

資料5 鳴門市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、鳴門市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- 二 その他都市計画マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、経済建設部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(策定委員会の会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集する。

- 2 策定委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認める場合にあっては、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置及び所掌事務)

第5条 策定委員会の下部組織として、都市計画マスタープラン策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会は、策定委員会の決定した方針に基づき、都市計画マスタープランの策定に関する具体的な検討作業を行う。

(作業部会の組織)

第6条 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長はまちづくり課長をもって充てる。
- 3 部会員は、部会長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、まちづくり課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長	企業局長	企画総務部長	市民環境部長	健康福祉部長	消防長	企業局次長	教育次長	議会事務局長
-----	------	--------	--------	--------	-----	-------	------	--------